

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規程

制 定 令和5年3月17日選管規程第1号

選挙管理委員会は、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号）第11条の規定に基づき、この規程を制定する。

選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合規則第2号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規程の廃止）

- 2 北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程（平成19年選管規定第3号）は、廃止する。